

70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託仕様書（案）

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

3 目的

高年齢者雇用安定法において、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務であることを踏まえ、この努力義務に対応する事業主の拡大を図るため、70歳以上まで働く制度を導入していない法人格を有する企業・団体（以下「企業等」という。）へ70歳雇用制度導入アドバイザー＊（社会保険労務士。以下「アドバイザー」という。）を派遣し、企業等の課題解決を支援する。

* 企業等を訪問してアドバイスを実施するもので、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣ではない。

4 委託業務の内容

（1）アドバイザーの派遣等

ア アドバイザーを派遣する企業等の開拓等

（ア）受託者は、次の企業等にアドバイザーを派遣する。

a 受託者が開拓する、常時雇用する者が20人以下で、アドバイザーの派遣により就業規則を作成又は改正する意向がある県内企業等

b シニア活躍推進宣言企業、70歳雇用確保助成金の申請を検討している企業など埼玉県が派遣を指示する企業等

c 令和6年度までに本事業によりアドバイザーを派遣した企業等のうち、当該年度に就業規則の作成又は改正に至らなかったもので令和7年度において作成又は改正の意向がある企業等*

d a～cを対象に派遣する企業等の合計は60社以上

* 令和6年度までにアドバイザーを派遣した企業等の情報は、埼玉県から受託者に提供し、cの対象となる企業等は協議の上決定するものとする。なお、令和4年度に本

事業においてアドバイザーを派遣した企業等のうち、常時雇用する者が20人を超えているものについては、埼玉県と関係機関との間で調整後、埼玉県と受託者とで協議するものとする。

- (イ) 派遣するに当たって埼玉県と調整するとともに、以下に留意すること。
- a 幅広い業種とすること
 - b 特定の地域に偏らないよう、県内全域を対象とすること
 - c (ア) aのうち、5割以上は従業員数10人以上の企業等とすること
 - d 広報（ホームページ、リーフレット等）による募集を行いつつ、受託者のネットワーク等を十分に活用するなど効率的かつ効果的な開拓を行うこと。

イ アドバイザーの派遣

- (ア) アドバイザーの配置
- a アドバイザーは、社会保険労務士とする。
 - b 県内全域を対象に効率的な訪問ができるよう、適当な人数を配置する。

(イ) アドバイザーの業務

企業等が70歳以上まで働く制度を導入するよう働き掛けるとともに、適切なアドバイスを実施する。70歳以上まで働く制度の導入に伴い検討をする課題がある場合も、必要に応じてアドバイスを実施する。

また、70歳雇用確保助成金制度、シニアの活躍の場の拡大事業など埼玉県が実施する他の事業に関する情報について、企業等訪問の際などに提供する。

(ウ) 派遣の実施方法

- a 受託者は、アドバイザーの派遣を希望する企業等から様式1（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣申請書）を受け付ける。
- b 受託者は、速やかに対象企業等の課題について精査し、アドバイザーを選定する。
- c 受託者は、様式1により、選定したアドバイザーについて埼玉県に隨時、電子データで報告する。
- d 報告内容について埼玉県が確認した後、受託者はアドバイザーを派遣し対象企業等へのアドバイスに着手する。

(エ) 企業等数及び回数

60社以上に対し、1社当たり2回程度を標準とする。ただし、継続的な支援が必要であると判断される場合は、受託者は埼玉県に様式2（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣継続支援協議書）を提出し、埼玉県と協議の上、2回を超えて派遣することができる。2回を超える場合、追加の派遣は1回までとする。

(オ) 派遣結果の報告

アドバイザーは様式3（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣結果報告書）により、支援結果を受託者に電子データで提出する。

ウ 実施状況の報告等

(ア) 業務報告

受託者は、以下のとおり名簿及び様式3から様式7までにより、電子データで翌月 10日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までに埼玉県に報告する。ただし、令和8年3月中に訪問した企業等に係る報告の方法については、別途、埼玉県と調整の上決定する。

a 開拓した企業等の名簿

ア (ア) a の開拓したすべての企業等（開拓を試みたが、アドバイザー派遣を断られた等で派遣できなかった企業等を含む。）の企業等名、住所及び電話番号を記載した名簿（様式任意）を作成する。

なお、当該名簿において、実際にアドバイザーの派遣が実現した企業等が分かるように記載をする。

b 様式3

アドバイザー派遣が完了した案件について提出する。派遣先ごとに様式1と1つのExcelファイルにまとめる。

c 様式4（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣一覧表）

アドバイザー派遣の申請を受けたすべての案件について記載し、提出する。

d 様式5（業務報告書）

アドバイザー派遣が完了した案件について記載し、提出する。

(イ) 実施結果報告

受託者は、委託期間の終了後、アドバイザー派遣の実績の集計やまとめを行い、実施結果報告書（A4版、様式任意）を作成し、埼玉県に電子データで提出する。

（2）令和6年度のアドバイザー派遣先企業等の追跡調査

受託者は、埼玉県が令和6年度に実施した「70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託」によりアドバイザーを派遣した企業等に対し、70歳以上まで働く制度の検討・導入状況について追跡調査を行う。

ア 追跡調査の対象企業等

令和6年度中にアドバイザーを派遣した企業等157社。対象企業等の情報は、埼玉県から受託者に提供する。

イ 追跡調査の方法

様式6（70歳雇用制度導入アドバイザー追跡調査記録票）により、郵送等により調査を行う。

ウ 実施状況の報告等

受託者は、様式6を取りまとめ、様式7（70歳雇用制度導入アドバイザー派遣追跡調査記録一覧表）を作成の上、電子データで埼玉県に報告する。

（3）アドバイザー研修

- ア 委託業務を円滑に実施するため、受託者は、アドバイザーに業務内容を周知し、情報共有を図ることを目的として、アドバイザーを対象とした研修を実施する。
- イ 研修終了後、受託者は埼玉県に報告書（A4版、様式任意）を電子データで提出する。

（4）事例集の作成

- ア 受託者は、アドバイザーの派遣により70歳以上まで働く制度を導入した企業等の事例集として、県ホームページに掲載するためのコンテンツを制作し、埼玉県に提出する。
- イ 掲載対象とする企業等は5社以上とし、埼玉県と調整の上選定する。
なお、対象企業等との交渉、掲載用写真の入手及び肖像権他権利関係の許諾は、受託者の責任において実施する。
- ウ 掲載に係るWEBサイトへのアップロード等の実質的な作業は、埼玉県が実施する。

（5）その他

- ア 消耗品
企業等に働き掛けるために送付物を封入する封筒は、受託者の要望に応じて、埼玉県が埼玉県指定の封筒を用意し、受託者に提供する。
- イ 埼玉県との連絡調整
受託者は、埼玉県と必要に応じて、隨時打合せを行う。

（6）成果目標

- ア アドバイザー派遣企業等数 60社以上
- イ アドバイスした結果、70歳以上まで働く制度の導入について取組を進め、様式3の「5 今後の展開」に該当項目がある企業等（取組を具体的に予定している企業等を含む。）の割合 5割以上

5 留意事項

- （1）受託者は、本委託業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。
- （2）受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- （3）受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
また、本委託業務終了後も同様とする。
- （4）受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （5）受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (6) 受託者は、本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (7) 受託者は、本業務終了後、引継を適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。
- (8) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払いとするが、委託業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況により、埼玉県と協議の上、受託者は概算払いを請求することができる。
- (2) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合や、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を埼玉県に返納するものとする。